

答弁書第四四号

内閣参質一九八第四四号

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義 偉

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に関する質問に対する答弁書
一から三まで及び六について

お尋ねの「国会の行政監督機能あるいは国会の行政監督権」の「担い手」及び「政治的等の発言」の意味するところが明らかではないが、御指摘の横畠内閣法制局長官の答弁については、平成三十一年三月八日の参議院予算委員会において、同長官が「国会の国政調査権は、憲法に規定されている国会の権能であり、非常に重要なものであると考えております。その上で、国会での審議の場における国会議員による質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による行政府に対する監督権能の表れであると認識しております」、「このような国会での審議の場における国会議員の発言に関して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、行政府にある者の発言として・・・その立場を逸脱した誠に不適切なものでありましたので、おわびをして撤回させていただきました」と答弁しているところである。

四及び五について

お尋ねの「国会の行政監督機能の埒外」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難で

ある。